

委託業務共通仕様書に関する QA

Q1【全般】

受託者が機械ボーリングの成果を委託者に提出する際に受ける「第三者機関による検定」とは、いつから適用となるのか

A4⇒当面、適用除外とします。適用とする場合は、改めて通知します。

Q2【地質調査業務共通仕様書】

第 118 条（成果品の提出）第 5 項について ※設計業務では第 117 条

（1）受託者が機械ボーリングの成果を委託者に提出する際に受ける「第三者機関による検定」とは、どのようなものを想定しているか。

A1⇒国土地盤情報センターを想定しています。

Q3（2）受託者は機械ボーリングの成果を、「委託者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない」とするが、公開に適さないと考えられる地盤情報についてどう取り扱うか。

- ・登録されるが公開されない手段がある。
- ・登録しなくてもよい場合が定められる。

（「原則として」「～の場合は」等の文言を挿入する）

A3⇒登録して非公開が可能であり、公開可能となった時に公開申請ができます。

⇒特記仕様書等で登録をしないようにできます。（それなりの理由が必要です）

Q4

【測量業務共通仕様書】

第 118 条の 5

- ・「機械ボーリングを行った場合」とあるが、この共通仕様書に記載は必要なのか。

A4⇒測量業務においてボーリングがないとは言い切れないため記載しています。